

豊島区ごみ減量推進課公式 YouTube 運用要綱

令和 8 年 9 月 30 日

環境清掃部長決定

（目的）

第1条 この要綱は、豊島区ごみ減量推進課（以下「区」という。）が開設する YouTube（以下「公式 YouTube チャンネル」という。）を区民等への情報提供媒体として運用するために、「豊島区ソーシャルメディア運用基準」に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、使用する用語の意義は、次の号に定めるところによる。

- （1）YouTube Google LLC が運営する動画共有ソーシャルメディアサービスで、インターネットを利用し、不特定多数の利用者と動画を共有するサービスをいう。
- （2）公式 YouTube チャンネル 区が設置・運用する YouTube をいう。
- （3）アカウント YouTube を利用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- （4）利用者 公式 YouTube チャンネルの利用者をいう。
- （5）コメント 他のユーザーの YouTube に意見等を投稿することをいう。

（運用主体）

第3条 運用主体は区とし、運用管理者は環境清掃部ごみ減量推進課長とする。運用管理者は、アカウントの登録、情報発信、運用管理等を行う。

2 アカウント名は「豊島区ごみ減量推進課公式チャンネル」とする。

（アカウント運用主体の明示）

第4条 区は、なりすまし等による誤情報の流布を防ぐため、運用主体としてアカウント名を区ホームページに明示する。

（情報発信）

第5条 情報発信の原則は次のとおりとする。

- （1）区職員であることの自覚と責任を持ち、地方公務員法その他の関係法令ならびに職員の服務及び情報の取扱いに関する規定を遵守する。
- （2）自らの職務に関する情報を配信する場合は、守秘義務を果たすとともに、意思形成過程における情報の取扱いに十分留意する。
- （3）基本的人権、肖像権、プライバシー権、知的財産権等に関して侵害することがないように十分留意する。

(4) 配信する情報は正確を期するとともに、その内容について誤解を招かないよう十分留意する。

(5) その他公序良俗に反する一切の情報を配信しない。

2 本チャンネルでは動画の配信のみを行うものとし、他チャンネル登録や共有は原則として行わない。また、動画に対するコメント及び評価等の投稿は受け付けない。

(2)運用に支障が生じた場合、また支障が予測される場合において、本チャンネルの運用を休止または停止することができる。

(肖像権への対応)

第5条 本チャンネルで公開した動画の被撮影者から非公開とするよう申し出があった場合は、速やかに公開した映像の削除などの対応に努めるものとする。

(知的財産権等)

第6条 本チャンネルに掲載する全ての情報(動画、テキスト、画像等をいう。以下同じ。)に関する知的財産権(知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条第2項に規定する知的財産権をいう。)は、区又は著作権者に帰属する。

また、著作権法(昭和45年法律第48号)第30条に規定する私的使用のための複製、同法32条に規定する引用その他同法において著作物の利用等が認められている場合を除き、本チャンネルに掲載する個々の情報は、無断で複製・転用等の利用はできない。

(免責事項)

第7条 区は、本チャンネルにおける情報の正確性、完全性、有用性、合法性その他の保証は一切しないものとし、当該情報に起因して利用者または第三者が被った被害について、区は一切の責任を負わない。

2 本チャンネルに関連して生じた利用者間のトラブル又は利用者と第三者との間のトラブルにより、利用者又は第三者が被った損害について、区は一切の責任を負わない。

3 本チャンネルに関連する事項によって生じたいかなる損害についても、区は一切の責任を負わない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、令和8年9月30日から施行する。